

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和２年第１回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和２年１月３０日（木）		
開催時間	午後３時００分 ～ 午後３時５分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	小池 康之 委員	浅井 えり子 委員
	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 英語教育推進担当課長	小坂 裕紀 教育指導課長	山村 研二 教育改革担当部長 就学前教育推進課長事務取扱 子ども施設指導・支援担当課長事務取扱
	古川 弘雄 学校支援課長	松野 美幸 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長
	下河邊 純子 青少年課長	川口 真澄 待機児対策室長 子ども施設整備課長事務取扱	上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長
	秋生 修一郎 地域のちから推進部長	濱田 良光 地域文化課長	
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	遠藤 鉄也 教育政策担当主任	
欠 席 者	宮本 博之 学校運営部長 五十嵐 隆 学校適正配置担当課長 渡辺 隆史 学校施設課長 臺 富士夫 学校施設整備担当課長 内田 裕司 学校改築担当課長 半貫 陽子 学務課長 森田 剛 子ども施設運営課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長 門藤 敦良 支援管理課長 楠山 慶之 教育相談課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 市川 保夫 生涯学習振興公社局長 菊池 正美 生涯学習振興公社学習事業部長		
傍 聴 者	０名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和 2 年 1 月 3 0 日

第 1 回足立区教育委員会臨時会

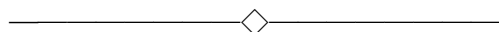
午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから本年第 1 回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。

よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に河本委員、近藤委員をご指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

日程第 1、第 1 2 号議案を議題といたします。
教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 1 2 号議案
「足立区文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第 1 2 号議案について、秋生地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 お手元資料 4 ページ、第 1 2 号議案説明資料をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

こちらの条例は、国の法律に基づいて制定されておりますが、この法律が平成 29 年 6 月 23 日に「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」に改正されました。内容は、1 の改正理由に記載のとおり、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込む。また、文化芸術により生み出される様々な価値を活用することによって、振興だけではないということに変わってきております。

これを受けて、区の条例を改正しなければいけなかったのですが、文化・読書・スポーツ分

野計画などに取り組んでいたため、少し遅れました。その結果、提出が今の時期になってしまい、大変申し訳ございません。

区の条例につきましても、条例名から「振興」を削除し、「足立区文化芸術基本条例」に改めます。また、内容につきましても、区民及び団体の役割の規定についての表現を変えます。加えて、「文化芸術振興施策」という表現を「文化芸術関連施策」という表現に変えます。

なお、教育委員のみなさまにご協力いただいております、文化・読書・スポーツ分野計画につきましては、パブリックコメントが終了し、文言を整理している段階でございます。

2 月の教育委員会定例会で改めて報告させていただきます。

私からは以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第 1 2 号議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、委員のご発言をお願いいたします。

近藤委員。

○近藤委員 改正理由の②の文言が分かりにくいので、具体例をあげていただき、もう少し詳しく教えてください。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 こちらの文言は、法律の改正の要旨に書かれているものなのですが、ただ、それだけではなく、文化芸術は今まで文化芸術の分野だけで使われていたのですが、産業の分野でデザインを使う、あるいは観光の町おこしなどで伝統文化を含めてデザインを使う、そういった他分野で新たな価値の創造、そしてそれを広めていくという意味で、文化芸術そのものだけでなく、広がりを持って使ってくださいという趣旨と理解しております。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 文化芸術をまちづくりですとか、より具体的なものに取り入れていくという解釈でよろしいですね。

○教育長 地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 そのとおりです。

○教育長 ほかいかがですか。

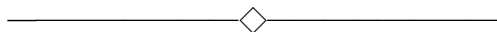
よろしいですか。

ないようですので、これより第12号議案
「足立区文化芸術振興基本条例の一部を改正
する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方
の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のと
おり議決することにいたします。



○教育長 その他、何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして、本年
第1回足立区教育委員会臨時会を閉会いた
します。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後3時5分閉会

令和 2 年 第 1 回
足 立 区 教 育 委 員 会 臨 時 会

日 時 令和 2 年 1 月 3 0 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程 頁

日程第 1	第 1 2 号議案 足立区文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例の送付に ついて.....	2
-------	---	---

第 1 2 号議案

足立区文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 月 3 0 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例

足立区文化芸術振興基本条例（平成 1 7 年足立区条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区文化芸術基本条例

第 1 条中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に、「文化芸術活動の振興に関する基本理念」を「文化芸術に関する施策（以下「文化芸術関連施策」という。）の基本理念」に、「企業等」を「民間団体・事業者等」に、「文化芸術活動の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）」を「文化芸術関連施策」に、「定め、もって文化芸術の潤いのある心豊かな区民生活の実現と活力ある地域社会の形成に資すること」を「定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行うものの自主的な活動の促進を旨として、文化芸術関連施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな区民生活及び活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与すること」に改める。

第 2 条中「文化芸術活動の振興」を「文化芸術関連施策の推進」に改める。

第 3 条第 3 号中「企業等」を「民間団体・事業者等」に改める。

第 4 条第 1 項中「文化芸術振興施策」を「文化芸術関連施策」に、「効果的」を「計画的」に改め、同条第 2 項中「文化芸術作品」を「文化

芸術」に改め、同条第3項中「文化芸術振興施策」を「文化芸術関連施策」に改め、同条第4項中「文化芸術振興」を「文化芸術」に改め、同条第5項中「文化芸術振興施策」を「文化芸術関連施策」に改める。

第5条中「自らが文化芸術活動の継承及び創造の担い手であることを理解し、文化芸術への関心を深めることによって、文化芸術活動」を「文化芸術活動を行う中で、人や地域との交流を深めるとともに、文化芸術」に改める。

第6条中「、文化芸術活動」を「、文化芸術」に改める。

第7条中「文化芸術活動を体験し、文化芸術作品に触れる」を「文化芸術作品に触れ、文化芸術活動を体験する」に、「活用し、文化芸術活動の振興を担う人材の育成、区民等の文化芸術活動への支援に努めることによって、文化芸術活動の振興」を「活用することによって、文化芸術関連施策の推進」に改める。

第8条の見出し中「企業等」を「民間団体・事業者等」に改め、同条中「企業等」を「民間団体・事業者等」に、「文化芸術活動の振興」を「文化芸術関連施策の推進」に改める。

第9条の見出し中「基本計画」を「推進計画」に改め、同条第1項中「文化芸術振興施策」を「文化芸術関連施策」に改め、「基本的な」を削り、「基本計画」を「推進計画」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「基本計画」を「推進計画」に改め、同項第1号及び第4号中「文化芸術振興施策」を「文化芸術関連施策」に改める。

第11条中「文化芸術振興施策」を「文化芸術関連施策」に改める。

第13条中「文化芸術活動の」を「文化芸術の」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

文化芸術振興基本法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 1 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 1 月 3 0 日

件 名	足立区文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部地域文化課
内 容	1 改正理由 平成 2 9 年 6 月 2 3 日に文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正された。これまで文化芸術の振興に関して基本理念を定めることを旨としていたが、①文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと、②文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の承継、発展及び創造に活用することを趣旨として、法律の題名を含め一部改正が行われた。 以上の法律の改正に基づき、足立区文化芸術振興基本条例においても法律改正の趣旨を踏まえた規定に変更する必要があるため、条例の一部改正を行う。 2 主な概要（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） これまでの文化芸術活動の振興に関する規定を、文化芸術活動の振興にとどまらず、より広く文化芸術に関連する施策を推進することを目的とし、下記の項目を改正する。 （1）条例名等 条例名を「足立区文化芸術基本条例」に改めるとともに、目的の規定を文化芸術関連施策の推進を図る内容に改正する。併せて基本理念、区の責務、計画の策定及び財政上の措置の各規定について整理を行う。 （2）役割等 区民及び団体の役割の規定については、目的の改正に合わせて、自主的な活動を前提とした、文化芸術の振興における役割に改正する。併せて顕彰の規定について整理を行う。 また、学校及び民間団体・事業者等の役割については、目的の改正に合わせて、文化芸術関連施策の推進における役割に改正する。 3 施行年月日 公布の日から施行する。
今 後 の 方 針	令和 2 年第 1 回足立区議会定例会に諮ったうえ、区ホームページ等で周知を行う。

改正前	改正後
○<u>足立区文化芸術振興基本条例</u> 平成17年6月20日条例第35号 私たちの暮らす足立区は、日光道中の初宿として江戸時代に栄えた千住を中心に生活文化が形成され、発展してきた下町の人情と田園風景を残すまちである。戦後、都市化が進む中であっても、地域の人々が集う祭りや行事は、移り住んだ人々を共に生きる隣人として迎え、人と人をつなぐあたたかさを生み出してきた。 21世紀に入り、社会の仕組みの再構築が進み、価値観が急激に変化する時代になっている。多様性と創造性を有する文化芸術活動は、区民一人ひとりが自分らしく生き、まちが活力を持続していくために、より重要な役割を果たす。また、人々に楽しさ、感動、精神的な安らぎなどを与え、豊かな人間性を育てる力をも有する文化芸術活動は、まちに潤いを、人々の心に連帯感をもたらす。このため、誰もが文化芸術活動に主体的に関わることを権利として尊重することが、重要である。 足立区においては、先人達がつくり、守り、伝えてきた地域の伝統的な文化芸術を礎にした足立らしさと、新たな価値を生み出す文化芸術の創造の場とが融合し、人々が交流することを通して、誰もが文化芸術を享受し、生活に豊かさを感じることできるまちが実現されつつある。 ここに、私たちは、文化芸術が有する力をあらためて認識するとともに、区民、団体、企業及び足立区が協働・協創のネットワークを形成し、個性豊かな魅力あふれる文化芸術活動を育み、将来にわたって創造し続ける地域社会を実現するため、この条例を制定する。	○<u>足立区文化芸術基本条例</u> 平成17年6月20日条例第35号 私たちの暮らす足立区は、日光道中の初宿として江戸時代に栄えた千住を中心に生活文化が形成され、発展してきた下町の人情と田園風景を残すまちである。戦後、都市化が進む中であっても、地域の人々が集う祭りや行事は、移り住んだ人々を共に生きる隣人として迎え、人と人をつなぐあたたかさを生み出してきた。 21世紀に入り、社会の仕組みの再構築が進み、価値観が急激に変化する時代になっている。多様性と創造性を有する文化芸術活動は、区民一人ひとりが自分らしく生き、まちが活力を持続していくために、より重要な役割を果たす。また、人々に楽しさ、感動、精神的な安らぎなどを与え、豊かな人間性を育てる力をも有する文化芸術活動は、まちに潤いを、人々の心に連帯感をもたらす。このため、誰もが文化芸術活動に主体的に関わることを権利として尊重することが、重要である。 足立区においては、先人達がつくり、守り、伝えてきた地域の伝統的な文化芸術を礎にした足立らしさと、新たな価値を生み出す文化芸術の創造の場とが融合し、人々が交流することを通して、誰もが文化芸術を享受し、生活に豊かさを感じることできるまちが実現されつつある。 ここに、私たちは、文化芸術が有する力をあらためて認識するとともに、区民、団体、企業及び足立区が協働・協創のネットワークを形成し、個性豊かな魅力あふれる文化芸術活動を育み、将来にわたって創造し続ける地域社会を実現するため、この条例を制定する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、<u>文化芸術振興基本法</u>（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づき、<u>文化芸術活動の振興に関する基本理念</u>並びに足立区（以下「区」という。）の責務並びに区民、団体、学校及び<u>企業等</u>（以下「区民等」という。）の役割を明らかにするとともに、<u>文化芸術活動の振興に関する施策</u>（以下「<u>文化芸術振興施策</u>」という。）の基本的な事項を定め、<u>もって文化芸術の潤いのある心豊かな区民生活の実現と活力ある地域社会の形成に資することを</u>を目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、<u>文化芸術基本法</u>（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づき、<u>文化芸術に関する施策</u>（以下「<u>文化芸術関連施策</u>」という。）の<u>基本理念</u>並びに足立区（以下「区」という。）の責務並びに区民、団体、学校及び<u>民間団体・事業者等</u>（以下「区民等」という。）の役割を明らかにするとともに、<u>文化芸術関連施策</u>の基本的な事項を定めることにより、<u>文化芸術に関する活動</u>（以下「<u>文化芸術活動</u>」という。）を行うものの自主的な活動の促進を旨として、<u>文化芸術関連施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな区民生活及び活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与することを</u>を目的とする。
(基本理念) 第2条 <u>文化芸術活動の振興</u>に当たっては、区民一人ひとりが文化芸術活動の担い手であることを踏まえ、文化芸術活動を行う区民等の自主性及び創造性が尊重されなければならない。 2 <u>文化芸術活動の振興</u>に当たっては、文化芸術の鑑賞又は創造を通して区民の誰もが文化芸術を享受することのできる権利の実現が図られなければならない。 3 <u>文化芸術活動の振興</u>に当たっては、表現の自由が保障され、多様な文化芸術活動の保護及び発展が図られなければならない。 4 <u>文化芸術活動の振興</u>に当たっては、地域における文化芸術は区民の共有財産であり、地域に対する愛着と連帯感を育むものとして尊重され、将来に引き継がれなければならない。 5 <u>文化芸術活動の振興</u>に当たっては、区民等と区の協働・協創により文化芸術の発展が図られなければならない。 (定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定	(基本理念) 第2条 <u>文化芸術関連施策の推進</u>に当たっては、区民一人ひとりが文化芸術活動の担い手であることを踏まえ、文化芸術活動を行う区民等の自主性及び創造性が尊重されなければならない。 2 <u>文化芸術関連施策の推進</u>に当たっては、文化芸術の鑑賞又は創造を通して区民の誰もが文化芸術を享受することのできる権利の実現が図られなければならない。 3 <u>文化芸術関連施策の推進</u>に当たっては、表現の自由が保障され、多様な文化芸術活動の保護及び発展が図られなければならない。 4 <u>文化芸術関連施策の推進</u>に当たっては、地域における文化芸術は区民の共有財産であり、地域に対する愛着と連帯感を育むものとして尊重され、将来に引き継がれなければならない。 5 <u>文化芸術関連施策の推進</u>に当たっては、区民等と区の協働・協創により文化芸術の発展が図られなければならない。 (定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定

改正前	改正後
めるところによる。 (1) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者及び区内で文化芸術活動を行う者をいう。 (2) 団体 区内で文化芸術活動を行う団体又は文化芸術活動に関わる団体及びそれらの連合体をいう。 (3) 企業等 区内に事業所又は事務所を有する法人及び前号に規定する団体以外の団体をいう。 (区の責務)	めるところによる。 (1) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者及び区内で文化芸術活動を行う者をいう。 (2) 団体 区内で文化芸術活動を行う団体又は文化芸術活動に関わる団体及びそれらの連合体をいう。 (3) 民間団体・事業者等 区内に事業所又は事務所を有する法人及び前号に規定する団体以外の団体をいう。 (区の責務)
第4条 区は、第2条に規定する基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。 2 区は、将来にわたって区民等が文化芸術を創造し、享受することができるよう、文化芸術活動への参加及び文化芸術作品に触れる機会の拡充を図り、文化芸術活動の推進に関わる環境を整備するとともに、区民等の関心及び理解を深めるよう努めなければならない。 3 区は、文化芸術振興施策の策定及び推進に当たっては、広く区民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 4 区は、区が行う施策に文化芸術振興の視点を取り入れるよう努めるものとする。 5 区は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、区民等が行う文化芸術活動が円滑に行われるよう留意するとともに、区民等の協力を求め、又は区民等が保有する人材、情報その他の資源を活かすよう努めるものとする。 (区民の役割)	第4条 区は、第2条に規定する基本理念にのっとり、文化芸術関連施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。 2 区は、将来にわたって区民等が文化芸術を創造し、享受することができるよう、文化芸術活動への参加及び文化芸術に触れる機会の拡充を図り、文化芸術活動の推進に関わる環境を整備するとともに、区民等の関心及び理解を深めるよう努めるものとする。 3 区は、文化芸術関連施策の策定及び推進に当たっては、広く区民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 4 区は、区が行う施策に文化芸術の視点を取り入れるよう努めるものとする。 5 区は、文化芸術関連施策の推進に当たっては、区民等が行う文化芸術活動が円滑に行われるよう留意するとともに、区民等の協力を求め、区民等が保有する人材、情報その他の資源を活かすよう努めるものとする。 (区民の役割)
第5条 区民は、第2条に規定する基本理念を踏まえ、自らが文化芸術活動の継承及び創造の担い手であることを理解し、文化芸術への関心を深めることによって、文化芸術活動の振興に積極的な役割を果たすものとする。 (団体の役割)	第5条 区民は、第2条に規定する基本理念を踏まえ、文化芸術活動を行う中で、人や地域との交流を深めるとともに、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。 (団体の役割)

改正前	改正後
第6条 団体は、自主性と創造性を活かして文化芸術活動を推進するとともに、人材その他の資源を活用し、区民等の文化芸術活動の支援に努めることによって、<u>文化芸術活動</u>の振興に積極的な役割を果たすものとする。 （学校の役割） 第7条 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）は、在学する児童、生徒、学生が<u>文化芸術活動を体験し、文化芸術作品に触れる</u>機会の充実に努めるとともに、人材その他の資源を<u>活用し、文化芸術活動の振興を担う人材の育成、区民等の文化芸術活動への支援に努めることによって、文化芸術活動の振興</u>に積極的な役割を果たすものとする。 （企業等の役割） 第8条 <u>企業等</u>は、地域社会を構成する一員として、積極的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動を行う区民等との協働・協創に努めることによって、<u>文化芸術活動の振興</u>に積極的な役割を果たすものとする。 （基本計画の策定） 第9条 区は、<u>文化芸術振興施策</u>を総合的かつ計画的に推進するための<u>基本的な計画</u>（以下「<u>基本計画</u>」という。）を策定するものとする。 2 <u>基本計画</u>は、次に掲げる事項について定めるものとする。 （1） <u>文化芸術振興施策</u>の目標 （2） 前号の目標を実現するための事業 （3） 前号の事業の評価方法 （4） 前3号に掲げるもののほか、<u>文化芸術振興施策</u>に関わる重要事項（施設の活用） 第10条 区は、足立区文化芸術劇場条例（平成15年足立区条例第57号）に規定する文化芸術劇場及び足立区西新井文化ホール条例（平成5年足立区条	第6条 団体は、自主性と創造性を活かして文化芸術活動を推進するとともに、人材その他の資源を活用し、区民等の文化芸術活動の支援に努めることによって、<u>文化芸術</u>の振興に積極的な役割を果たすものとする。 （学校の役割） 第7条 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）は、在学する児童、生徒、学生が<u>文化芸術作品に触れ、文化芸術活動を体験する</u>機会の充実に努めるとともに、人材その他の資源を<u>活用することによって、文化芸術関連施策の推進</u>に積極的な役割を果たすものとする。 （民間団体・事業者等の役割） 第8条 <u>民間団体・事業者等</u>は、地域社会を構成する一員として、積極的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動を行う区民等との協働・協創に努めることによって、<u>文化芸術関連施策の推進</u>に積極的な役割を果たすものとする。 （推進計画の策定） 第9条 区は、<u>文化芸術関連施策</u>を総合的かつ計画的に推進するための<u>計画</u>（以下「<u>推進計画</u>」という。）を策定するものとする。 2 <u>推進計画</u>は、次に掲げる事項について定めるものとする。 （1） <u>文化芸術関連施策</u>の目標 （2） 前号の目標を実現するための事業 （3） 前号の事業の評価方法 （4） 前3号に掲げるもののほか、<u>文化芸術関連施策</u>に関わる重要事項（施設の活用） 第10条 区は、足立区文化芸術劇場条例（平成15年足立区条例第57号）に規定する文化芸術劇場及び足立区西新井文化ホール条例（平成5年足立区条

改正前	改正後
例第55号)に規定する西新井文化ホール施設の施設において、文化芸術活動が積極的に展開されるよう必要な施策を講ずるものとする。	例第55号)に規定する西新井文化ホール施設の施設において、文化芸術活動が積極的に展開されるよう必要な施策を講ずるものとする。
2 区は、区民等に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、学校教育施設、社会教育施設その他の施設の利用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。 (財政上の措置)	2 区は、区民等に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、学校教育施設、社会教育施設その他の施設の利用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。 (財政上の措置)
第11条 区は、 <u>文化芸術振興施策</u> を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 (支援及び助成)	第11条 区は、 <u>文化芸術関連施策</u> を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 (支援及び助成)
第12条 区は、区民等の行う文化芸術活動に関し、必要な支援及び助成を行うことができる。 (顕彰)	第12条 区は、区民等の行う文化芸術活動に関し、必要な支援及び助成を行うことができる。 (顕彰)
第13条 区は、優れた文化芸術活動及び <u>文化芸術活動</u> の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。 (運用上の留意)	第13条 区は、優れた文化芸術活動及び <u>文化芸術</u> の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。 (運用上の留意)
第14条 区は、この条例の運用に当たっては、文化芸術活動に介入し、又は干渉することのないよう十分留意しなければならない。 (委任)	第14条 区は、この条例の運用に当たっては、文化芸術活動に介入し、又は干渉することのないよう十分留意しなければならない。 (委任)
第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。	第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。 付 則 (令和 年 月 日条例第 号) <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>